

台風第18号にかかる災害により被害を受けられました皆さまへ

## 保険契約の更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたびの台風第18号にかかる災害により被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。  
当社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

### 災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆様へ

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、更新手続き（契約のお申込みと保険料のお支払い）につきまして、災害救助法が適用された日から最大2ヶ月間猶予する特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望の皆さまは、下記の当社受付窓口までお申し出ください。

お客様相談室フリーダイヤル：0120-936-269（受付時間：平日9:00～18:00）

### 【災害救助法適用地域と法適用日】

| 適用都道府県 | 適用地域                    | 法適用日       |
|--------|-------------------------|------------|
| 大分県    | 佐伯市(さいきし)<br>津久見市(つくみし) | 2017年9月17日 |

以上